

I 令和8年度幼稚園等新規採用教員研修実施要項

1 目的

教育公務員特例法附則第5条の規定により、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。

2 対象

幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という）の新任幼稚園教諭及び新任保育教諭（以下、「研修教員」という）とする。

※過年度未受講者を含む。【公立は悉皆研修】

なお、下記に留意のこと。

- (1) 保育士から初めて幼稚園教諭・保育教諭になった者で未受講の教諭は対象となる。
- (2) 私立幼稚園等で教諭としての勤務経験があり、任命権者が職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験があると認めた者は対象から除く。
- (3) 対象者が配置されている園の事情により、当該年度での実施が困難であると任命権者が判断した場合は、原則2年を限度に実施年度を延期することができる。

3 内容

研修内容は、次のとおりとする。

- (1) 園外研修 年間8日
- (2) 園内研修 年間10日程度（一般研修、保育研修）

4 期間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

5 実施主体・実施体制

- (1) 幼稚園等新規採用教員研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターと教育事務所が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、実施期間を通し、研修の実施状況等について、公立新任教員が所属する園への指導・助言を行う。
- (3) 総合教育センター及び各教育事務所に担当を置く。
- (4) 総合教育センター実施の園外研修は、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新任教諭及び新任保育教諭等の希望研修として宮城県私立幼稚園連合会と連携・協力し、実施する。
- (5) 園は、研修の状況を把握し、研修に対して必要な協力を行う。

6 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画を作成し、市町村教育委員会及び特別支援学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、園外研修、園内研修及びその他について必要な事項を定める。

7 研修計画等の作成

- (1) 幼稚園等の園長及び校長（以下、「園長」という）は、総合教育センターが作成する実施計画に基づき、園内研修計画書を作成する。
- (2) 園内研修計画の策定に当たっては、園外研修等との関連に配慮し、園内研修の項目及び時期並びにその他必要な事項を定め、研修が円滑に実施できるよう配慮する。

8 研修指導員

- (1) 県教育委員会は、別に定める「幼稚園等研修指導員設置要綱」（附録－１）により、非常勤の研修指導員を置く。
- (2) 研修指導員は、幼稚園等において公立新任教員に対する指導・助言を行う。

9 研修に係る園（校）内体制

- (1) 園長は、公立新任教員が研修を受ける際には、園内の体制を整備し、業務に支障が生じないよう配慮する。
- (2) 園長、副園長・教頭、主任等は、園内研修計画書に従い、研修項目に応じて研修教員の指導等を行い、研修教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮する。

10 研修報告

園長は、全ての研修終了後、園内研修実施報告書及び指導訪問報告書を作成し、以下のとおり提出する。

- (1) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、研修報告書を総括し、教育事務所に提出する。教育事務所は、研修報告書を総合教育センターに提出する。
- (2) 特別支援学校においては、総合教育センターに直接提出する。

11 その他

- (1) 研修教員の旅費は、任命権者の負担とする。
- (2) この要項は令和８年４月１日から施行し、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。